証券コード　3647

ASULINA

第16期
定時株主総会招集ご通知

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件

第５号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件

日時

2026年11月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場所

東京都品川区東品川二丁目３番15号
ANAホリデイ・イン東京ベイ28階
「オーシャンブルーム」
（前回と会場が異なっております）

議決権行使期限

2026年11月25日（水曜日）午後６時まで

株式会社アスリナ

株 主 各 位

証券コード　3647
（発送日）　2026年11月10日
（電子提供措置の開始日）　2026年11月 2日

東京都品川区東品川二丁目3番14号
株 式 会 社 ア ス リ ナ
（旧商号：株式会社ジー・スリーホールディングス）
代表取締役社長　**山元秀樹**

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.asulina.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ・投資家情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/3647/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アスリナ」又は「コード」に当社証券コード「３６４７」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年11月26日**（木曜日）**午前10時**（受付開始：午前９時30分）
2 場　　所	東京都品川区東品川二丁目３番15号 **ANAホリデイ・イン東京ベイ28階　「オーシャンブルーム」** （前回と会場が異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の『株主総会会場ご案内図』をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項** １．第16期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第16期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** 第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件 第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第３号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件 第５号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	３頁～４頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 電子提供措置事項に関する事項	（１）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従って書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面は、会計監査報告及び監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。 ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 （２）ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026 年 11 月 26 日(木曜日)
午前10時 (受付開始9時30分)



書面で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026 年 11 月 25 日(水曜日)
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026 年 11 月 25 日(水曜日)
午後６時完了分まで

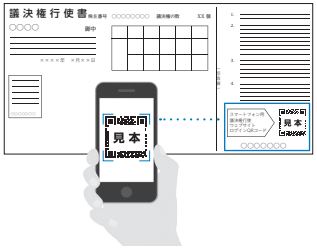
書面及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

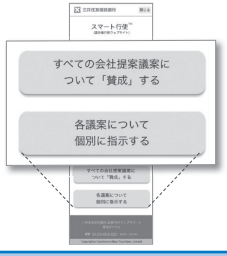
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

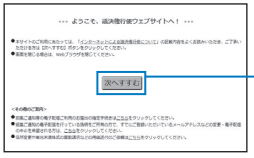
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

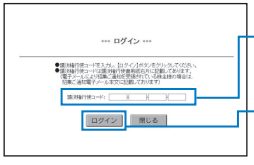
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

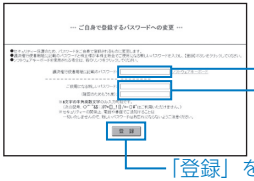
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（４名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため３名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	当社グループにおける地位及び担当等	
1	髙橋（たかはし）　龍馬（りょうま）	常務取締役経営管理本部長 株式会社ＦＵＫＵＭＵＲＡ 取締役	再任
2	山之内（やまのうち）　督宗（まさとし）	経営企画部長 株式会社アスリナR&D 代表取締役社長 株式会社ＦＵＫＵＭＵＲＡ 監査役	新任
3	増山（ましやま）　幹夫（みきお）	株式会社MF６ 代表取締役	新任
4	山元（やまもと）　秀樹（ひでき）	代表取締役社長	再任
5	泉（いずみ）　信彦（のぶひこ）	取締役	再任
6	倉知（くらち）　宏明（ひろあき）		新任　社外
7	松下（まつした）　建護（けんご）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>髙橋（たかはし） 龍馬（りょうま）
(1976年11月16日生)</td><td>2000年12月　有限会社ラビットスタジオ 入社
2006年６月　株式会社アールツーマーケティング 入社
2009年９月　株式会社アルファクス･フード･システム 入社
2020年11月　株式会社イントランス入社 管理部総務課・内部監査室室長
2022年10月　当社 入社
2023年11月　当社 管理本部経営管理部長
2024年７月　日本グリーン油田開発株式会社 監査役
2024年９月　同社 取締役
2024年11月　当社 管理本部管理本部長
2025年８月　当社 常務取締役経営管理本部長 (現任)
2026年８月　株式会社FUKUMURA 取締役 (現任)</td><td>5,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、管理部門における豊富な業務経験を有しており、当社の常務取締役としてＩＲ領域を中心に、経営管理、事業推進及びガバナンスの維持･強化において主導的な役割を担っております。当社グループの業務執行統括及び新たな事業構築の推進を担う立場として、業容拡大及び企業価値向上に向けたさらなる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>山之内（やまのうち） 督宗（まさとし）
(1975年８月15日生)</td><td>1999年４月　ブックオフコーポレーション株式会社 入社
2004年11月　株式会社横尾材木店 入社
2006年６月　日本省力機械株式会社 入社
2013年６月　MISAWA-HABITA株式会社(現 HABITA-CRAFT株式会社) 入社
2013年９月　同社 取締役総務部長
2016年３月　株式会社山之内ゴウシャ 入社 経営企画室長
2020年11月　株式会社アーク・システム 入社
2022年５月　当社 入社
2022年11月　当社 取締役管理部長
2023年11月　当社 常務取締役管理本部長
2024年９月　当社 代表取締役常務
2024年９月　株式会社ジー･スリーファクトリー(現 アスリナＲ＆Ｄ) 代表取締役 (現任)
2024年９月　日本グリーン油田開発株式会社 代表取締役社長
2025年８月　当社 経営管理本部経営企画部長 (現任)
2026年８月　株式会社FUKUMURA 監査役 (現任)</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、管理部門及び経営企画部門における豊富な実績と業務経験を有しており、当社及び子会社の管理・統括を担うとともに、事業推進及びガバナンス体制の維持・強化に努めております。引き続き、その豊富な経験や知見に基づき、当社の業容拡大及び企業価値向上へのさらなる貢献が期待できることから、新たな取締役候補者として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>増山 幹夫
（1972年8月10日生）</td><td>1997年４月 凸版印刷株式会社 入社
2003年８月 イーバンク銀行株式会社 総務部長
2010年６月 ペトロマテリアル株式会社 取締役
2018年６月 株式会社東京ニュース通信社 取締役
2022年８月 株式会社ホープス 執行役員
2023年９月 株式会社MAKE VALUE 執行役員
2024年６月 株式会社MF６ 取締役
2024年12月　同社 代表取締役 (現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、主に管理部門を中心に豊富な業務経験を有しており、現在、株式会社MF６の代表取締役社長として、同社のライブコマース事業の推進及び内部管理体制の構築等において主導的な役割を担っております。同社のさらなる成長及び当社グループ間の連携強化への貢献が期待できることから、新たな取締役候補者として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>山元 秀樹
（1953年７月11日生）</td><td>1996年２月 株式会社ネクサス 入社 財務部長
2000年９月　同社 常務取締役 経営戦略本部 財務統括 経営企画 公開準備室担当
2003年６月　同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者
2005年６月 SBIリアルマーケティング株式会社 代表取締役
2007年９月 株式会社オーバービュー 代表取締役 (現任)
2012年７月 株式会社ジェヌインＲ&D 取締役 (現任)
2012年７月 カンサイ建装工業株式会社 監査役 (現任)
2016年２月 オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役
2017年３月 Nexus Bank株式会社 取締役
2022年11月 当社 取締役
2024年11月 当社 代表取締役社長 (現任)</td><td>3,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、企業経営やガバナンスに関する高い見識を有しており、代表取締役社長として経営管理及び事業構築を担うとともに、再生可能エネルギー分野及びポータブル蓄電池事業分野における知見を活かし、新規事業の創出にも取り組んでおります。その豊富な経験や知見を当社の業容拡大及び企業価値向上に活かしていくことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	泉（いずみ） 信彦（のぶひこ） (1966年3月11日生)	1990年４月 株式会社愛媛銀行 入行 1997年９月 株式会社ロプロ (現 株式会社日本保証) 入社 2007年６月 同社 取締役 2008年６月 同社 常務取締役 2009年６月 同社 常務執行役員 2014年11月 株式会社フォーサイド 取締役会長 2015年６月 アドアーズ株式会社 (現 株式会社KeyHolder) 社外取締役 2017年２月 株式会社横浜フリエスポーツクラブ 取締役副会長 (現任) 2017年４月 株式会社デジタルデザイン (現 Ｊトラスト株式会社) 社外監査役 2020年６月 株式会社プロスペクト (現 Ｊトラスト株式会社) 取締役 2020年７月 同社 専務取締役 2020年９月 キーノート株式会社 (現 株式会社グローベルス) 監査役 2020年10月 株式会社プロスペクト (現 Ｊトラスト株式会社) 代表取締役 2022年12月 株式会社フォーサイド 取締役 2023年２月 Ｊトラスト株式会社 常務取締役 2023年２月 Ｊトラストグローバル証券株式会社 取締役 2024年５月 株式会社シーズメン (現 スターシーズ株式会社) 代表取締役会長 2025年８月 当社 取締役 (現任) 2026年６月 グローム・ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)	23,000株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、様々な企業において会社経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社グループにおいては業務執行と監督の両面から経営に携わり、中長期的な経営戦略と事業ポートフォリオの策定を担っております。企業経営やガバナンスに関する高い見識を活かし、当社の業容拡大及び企業価値向上に向けたさらなる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位　及　び　担　当
（　重　要　な　兼　職　の　状　況　）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>倉知　宏明
（1971年10月27日生）</td><td>1996年８月 株式会社ロプロ 入社
2010年５月 株式会社エスグレード(現 日本賃貸住宅保証機構株式会社) 入社
2012年８月 株式会社クレディエンス 入社
2015年11月　同社 代表取締役
2024年12月 みらい再生支援機構合同会社 代表社員 (現任)
2025年９月 グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合無限責任組合員 代表 (現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要）
同氏は、金融業及び再生可能エネルギー企業における取締役等を歴任し、投資家としても幅広い投資経験と、金融業界における豊富な実績と知見を有しております。当社の主要株主であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の無限責任組合員の代表社員を務めており、当社の事業や経営課題に対する理解が深く、取締役会に対しても中長期的な企業価値の向上を踏まえた監督・助言を行うことが期待されるため、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>松下　建護
（1997年10月18日生）</td><td>2020年４月 株式会社ベイカレント 入社
2024年１月 株式会社ハマランド 入社 企画室室長 (現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要）
同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、大手コンサルティングファームにおけるＰＭＯとして、関連法規の順守や内部統制の仕組み、意思決定プロセスにおけるガバナンスなどを押さえた業務経験を有しており、現在は不動産業における経営管理を行っております。取締役会に対し、当社が取り組む各事業の円滑な推進及びプロジェクトの成功に向け、社外取締役として、事業及びプロジェクト推進の専門的見地から助言・提言を行うことを期待しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．倉知宏明氏及び松下建護氏は社外取締役候補者であります。

３．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。各候補者が選任された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

４．取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の決定に当たっての方針と手続

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企

業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を目指しております。
この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第２条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、取締役会において決定しております。なお、指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、全ての候補者は適任であると判断し指名しております。

5．松下建護氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当等	
1	河野（こうの）　芳隆（よしたか）	常勤監査等委員である取締役	再任　社外　独立
2	阪井（さかい）　大（だい）	監査等委員である取締役	再任　社外　独立
3	布施（ふせ）　恭祐（きょうすけ）	監査等委員である取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>河野 芳隆
（こうの よしたか）
(1954年８月24日生)</td><td>1977年４月　東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社
2000年７月　AIG Japan Partners株式会社 代表取締役
2004年４月　株式会社JBF Partners 代表取締役
2007年４月　日本企業投資株式会社 代表取締役
2007年６月　アビックス株式会社 取締役
2008年９月　セパージュ株式会社 代表取締役
2025年８月　当社 常勤監査等委員である社外取締役 (現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要）
同氏は、会社経営者としての豊富な経験と実績に加え、金融・投資分野における長年の経験と専門的な知見を有しております。現在、常勤監査等委員である社外取締役として、客観的な立場から当社の業務執行状況を日常的にモニタリングするとともに、取締役会等において財務・資本政策及び経営管理の観点から助言・提言を行っております。引き続き、その豊富な経験及び知見を活かし、当社の監査体制及び業務執行に対する監督機能の一層の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>阪井 大
（さかい だい）
(1986年８月19日生)</td><td>2013年12月　弁護士登録
2014年１月　ＴＭＩ総合法律事務所 入所
2017年４月　東京双和法律事務所 加入
2021年３月　大江・田中・大宅法律事務所 開設 (現任)
2025年８月　当社 監査等委員である社外取締役 (現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要）
同氏は、弁護士として法務分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しております。現在、当社の監査等委員である社外取締役として、取締役会議長を務め、取締役会における意思決定に向けた論点や課題を的確に整理し、その解決に向けた議論を主導するなど、取締役会の実効的な運営及びガバナンスの強化に貢献しております。過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、その専門的知見及び経験を活かし、引き続き取締役会の監督機能の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	布施 恭祐（ふせ きょうすけ） (1985年５月１日生)	2010年４月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2012年９月 公認会計士 登録 2014年４月 中小企業診断士 登録 2020年６月 税理士 登録 2020年７月 布施恭祐公認会計士･中小企業診断士事務所開設 代表 (現任) 2020年７月 税理士法人たいせつ 社員税理士 2023年８月 ａｎｄＡパートナーズ合同会社設立 代表社員 (現任) 2024年４月 ａｎｄＡ税理士法人設立 代表社員 (現任) 2025年８月 当社 監査等委員である社外取締役 (現任)	－株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要) 同氏は、公認会計士、中小企業診断士及び税理士の資格を有し、財務・会計、税務に加え、企業経営及び事業運営に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。監査等委員である社外取締役として、取締役会等において財務・会計面のみならず、事業性や経営判断の妥当性、ガバナンスの観点からも適確な助言・提言を行っております。引き続き、その幅広い専門的知見及び経験を活かし、経営に対する監督機能及びガバナンス体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野芳隆氏、阪井大氏及び布施恭祐氏は社外取締役候補者であります。
3. 河野芳隆氏、阪井大氏及び布施恭祐氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、各候補者の在任期間は、本総会終結の時をもって１年３ヶ月となります。
4. 当社は、河野芳隆氏、阪井大氏及び布施恭祐氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。各氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は河野芳隆氏、阪井大氏及び布施恭祐氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。各候補者が選任された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 監査等委員である取締役候補者の決定に当たっての方針と手続
当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しており

ます。
この実現に向け、当社の監査等委員である取締役として、経営の監督及び監査をするにあたって豊富な経験を持つ人物を提案しております。
監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第２条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。指名委員会は、慎重に審議・検討を行った結果、全ての候補者は適任であると判断し、指名いたしました。

第３号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

欠損金を補填し、財務体質の健全化並びに早期に復配を実現できる体制にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を繰越利益剰余金に振り替え、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や１株当たり純資産額に影響はありません。

（１）資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

2026年８月31日現在の資本金の額1,361,219,460円のうち861,219,460円減少し、資本金の額を500,000,000円としたうえで、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

② 減少する資本準備金の額

2026年８月31日現在の資本準備金の額570,467,898円のうち162,981,544円減少し、減少後の資本準備金の額を407,486,354円としたうえで、減少する資本準備金の額162,981,544円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

③ 減少する利益準備金の額

当社の利益準備金の額46,943,685円の全額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えます。

（２）剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、本議案における資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件として、以下のとおり、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金　1,424,213,978円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,424,213,978円

（3）日程

① 取締役会決議日	2026年10月26日
② 定時株主総会決議日	2026年11月26日（予定）
③ 債権者異議申述公告日	2026年11月27日（予定）
④ 債権者異議申述最終期日	2026年12月28日（予定）
⑤ 効力発生日	2026年12月29日（予定）

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件

当社は、2016年11月29日開催の第６期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）についてご承認いただいております。今般、株主の皆様との継続的な価値共有及び中長期的な企業価値の向上を図るため、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬等の額及び内容を以下のとおり改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

１．報酬額及び交付株式数の上限

既存の金銭報酬枠とは別枠の金銭報酬債権の総額を、年額１億5,000万円以内（うち社外取締役2,500万円以内）から年額４億5,000万円以内（うち社外取締役１億円以内）に、本制度により発行又は処分する当社普通株式の総数を、年300,000株以内から年500,000株以内に改定いたします。報酬額及び株数の両上限を遵守し、株式分割、株式併合等の場合には、株数上限を合理的に調整いたします。

２．譲渡制限付株式割当契約の改定

(1) 譲渡制限期間

２年間を基本とし、対象取締役の役職、職責及び在任見込み等に応じ、割当日から１～５年間の間で取締役会が定める期間、又は当社の取締役の地位を退任する日までの期間といたします。

(2) 役務提供条件及び解除条件

役務提供期間は、割当ての決定日が属する事業年度の開始日から終了日までの１事業年度とし、当該期間中継続して当社の取締役の地位にあることを条件に、原則として譲渡制限期間満了時に割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

(3) 正当な理由による退任及び支配権変更等

任期満了、不再任、会社都合、死亡、疾病、定年その他本人の責めに帰さない事由による退任の場合は、原則として役務提供条件を満たしたものとし、譲渡制限期間満了を待たず、割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

合併、株式交換、株式移転、公開買付け、主要株主又は支配株主の変更その他の株式の取得等に伴って、支配権又は経営体制に実質的な変更が生じ、その変更に伴い対象取締役が本人の責めによらず退任等をする場合も同様といたします。株式保有割合の変化又は主要株主の異動のみを

もって当然に解除するものではありません。

(4) 無償取得事由

役務提供期間中の正当な理由のない自己都合退任、解任に相当する重大な非違行為、重大な法令若しくは社内規程違反又は背信行為等を無償取得事由とし、該当する場合には、割当契約に従い、譲渡制限が解除されない割当株式を当社が無償で取得いたします。正当な理由による退任及び役務提供条件を満たした後の退任そのものは、原則として無償取得事由といたしません。

3．その他

各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分は、取締役会において決定いたします。解除及び無償取得の具体的な条件・時点・対象株数、実質的な支配権又は経営体制の変更の定義等は、本決議の範囲内で割当契約に定めます。上記以外の本制度の内容は変更せず、本改定は本株主総会後に新たに発行又は処分する株式に適用いたします。

本議案は、対象取締役の職責等に応じた報酬の付与及び株主の皆様との価値共有を進めるという本制度の目的を踏まえ、相当な内容であると考えております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は４名ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は７名（うち社外取締役２名）であります。

第５号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容改定の件

当社は、2016年11月29日開催の第６期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）についてご承認いただいております。今般、株主の皆様との継続的な価値共有及び中長期的な企業価値の向上を図るため、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬等の額及び内容を以下のとおり改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．報酬額及び交付株式数の上限

既存の金銭報酬枠とは別枠の金銭報酬債権の総額を、年額5,000万円以内（うち社外取締役2,500万円以内）から年額１億5,000万円以内（うち社外取締役１億円以内）に、本制度により発行又は処分する当社普通株式の総数を、年100,000株以内から年150,000株以内に改定いたします。報酬額及び株数の両上限を遵守し、株式分割、株式併合等の場合には、株数上限を合理的に調整いたします。

２．譲渡制限付株式割当契約の改定

(1) 譲渡制限期間

２年間を基本とし、対象取締役の役職、職責及び在任見込み等に応じ、割当日から１～５年間の間で取締役会が定める期間、又は当社の取締役の地位を退任する日までの期間といたします。

(2) 役務提供条件及び解除条件

役務提供期間は、割当ての決定日が属する事業年度の開始日から終了日までの１事業年度とし、当該期間中継続して当社の取締役の地位にあることを条件に、原則として譲渡制限期間満了時に割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

(3) 正当な理由による退任及び支配権変更等

任期満了、不再任、会社都合、死亡、疾病、定年その他本人の責めに帰さない事由による退任の場合は、原則として役務提供条件を満たしたものとし、譲渡制限期間満了を待たず、割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

合併、株式交換、株式移転、公開買付け、主要株主又は支配株主の変更その他の株式の取得等に伴って、支配権又は経営体制に実質的な変更が生じ、その変更に伴い対象取締役が本人の責めによらず退任等をする場合も同様といたします。株式保有割合の変化又は主要株主の異動のみをもって当然に解除するものではありません。

(4) 無償取得事由

役務提供期間中の正当な理由のない自己都合退任、解任に相当する重大な非違行為、重大な法

令若しくは社内規程違反又は背信行為等を無償取得事由とし、該当する場合には、割当契約に従い、譲渡制限が解除されない割当株式を当社が無償で取得いたします。正当な理由による退任及び役務提供条件を満たした後の退任そのものは、原則として無償取得事由といたしません。

3．その他

各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分は、監査等委員である取締役の協議により決定し、募集事項は取締役会で決定いたします。解除及び無償取得の具体的な条件・時点・対象株数、実質的な支配権又は経営体制の変更の定義等は、本決議の範囲内で割当契約に定めます。上記以外の本制度の内容は変更せず、本改定は本株主総会後に新たに発行又は処分する株式に適用いたします。

本議案は、対象取締役の職責等に応じた報酬の付与及び株主の皆様との価値共有を進めるという本制度の目的を踏まえ、相当な内容であると考えております。

なお、現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は３名（うち社外取締役３名）であります。

ご参考

本定時株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス（予定）

	氏名	地位、担当等（予定）	特に期待する知見・経験							
			ガバナンス	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	新規事業開発 M&A	環境 サステナブル	ＩＴ テクノロジー	法務 リスク管理	財務 会計
社内	髙橋　龍馬	代表取締役社長	●	●	●	●		●		
	山之内督宗	常務取締役管理本部長	●				●		●	●
	増山　幹夫	常務取締役	●	●				●	●	●
	山元　秀樹	取締役	●		●		●			
	泉　信彦	取締役	●	●	●	●				●
社外	倉知　宏明	社外取締役	●			●	●			
	松下　建護	独立社外取締役	●	●		●		●		
	河野　芳隆	独立社外取締役（常勤監査等委員）	●		●					
	阪井　大	独立社外取締役（監査等委員）	●			●			●	
	布施　恭祐	独立社外取締役（監査等委員）	●	●		●				●

以　上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1．当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復の動きがみられた一方、物価上昇の継続や金融資本市場の変動、海外経済の動向、地政学的リスク等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主要事業とする環境エネルギー業界におきましては、国内において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が継続される中、2025年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方針が示されました。また、2040年度に向けて、脱炭素化とエネルギー安定供給の両立に加え、ＤＸ・ＧＸの進展等による電力需要の増加への対応が求められており、再生可能エネルギーのさらなる導入が進められております。また、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度の見直しが進められており、事業用太陽光発電についてはＦＩＰ制度や入札制度を中心とした支援へ移行するなど、当社の環境エネルギー事業を取り巻く制度環境も変化しております。

国際的には、エネルギー安全保障への関心が高まる中、脱炭素化に向けた取組が継続されており、各国において環境エネルギーの導入拡大や脱炭素電源への投資が進められております。このような国内外の政策動向やエネルギー需要の増加等を背景として、今後も環境エネルギー市場は中長期的に拡大していくことが期待されております。

このような事業環境のもと、2026年２月１日、当社は「株式会社ジー・スリーホールディングス」から「株式会社アスリナ」へ商号変更いたしました。また、サステナブル事業を展開している連結子会社の「株式会社ジー・スリーファクトリー」も「株式会社アスリナＲ＆Ｄ」へ変更いたしました。当社グループは、これらの変化を起点に事業を通じた社会課題の解決と、将来に向けた持続的な成長を目指し、事業ポートフォリオの見直しを進めております。

また、当連結会計年度より、今後の事業展開等を踏まえた業績の管理区分の見直しを行いました。これに伴い、従来の「再生可能エネルギー事業」と「新規エネルギー事業」、今後展開を拡大させていく「蓄電池事業」の３つの区分を集約し、「環境エネルギー事業」としております。また、株式会社ＭＦ６を連結子会社化したことに伴い、「ライブコマース事業」を新たに報告セグメントとして追加しております。

当連結会計年度において展開した取組みは以下のとおりです。

（ⅰ）稼働中の太陽光発電所の仕入販売
（ⅱ）太陽光発電所の運営による売電
（ⅲ）太陽電池モジュール等の発電関連商材の仕入販売
（ⅳ）ポータブル蓄電池（電源）の仕入販売・販売仲介
（ⅴ）系統用蓄電所の販売・仲介、電力強靭化に関するコンサルティング
（ⅵ）健康食品及び一般医療機器の仕入販売
（ⅶ）基礎化粧品の仕入製造販売
（ⅷ）菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造販売
（ⅸ）代替フロンとしての自然冷媒の取り扱いと次世代センサーの開発
（ⅹ）ＳＮＳ等のデジタルプラットフォームを活用したライブコマース

上記事業について継続的に推進し発展させると共に、新たな事業領域の開拓に果敢にチャレンジし、収益基盤の強化を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は885百万円（前期比46.0％増）となりました。主な要因としては、当連結会計年度では、株式会社ＭＦ６を連結子会社とし同社の売上高を当連結会計年度から連結したことによるものであります。

損益の状況については、環境エネルギー事業において、販売用不動産の系統用蓄電所を2026年８月期に販売見込としておりましたが、売却候補先との交渉に時間を要していること、サステナブル事業において、新商品の基礎化粧品開発に時間を要したことに加え、中東情勢の影響により販売数が計画より下回ったこと、ライブコマース事業において、売上は計画通りに推移したものの在庫の回転期間を短縮しキャッシュ・フローの改善を重視した結果、利益面において計画を下回る結果となったこと等から、連結営業損失は321百万円（前期は299百万円の損失）、連結経常損失は333百万円（前期は311百万円の損失）と営業損益、経常損益ともに損失の計上となりました。また、特別利益として受取和解金、違約金収入、負ののれん

発生益等を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純損失は301百万円（前期は315百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりです。

（環境エネルギー事業）

環境エネルギー事業は、太陽光発電所の売電収入などにより、売上高は76百万円（前期比86.7％減）、セグメント損失（営業損失）は24百万円（前期は５百万円の損失）となりました。

（サステナブル事業）

サステナブル事業は、新たに当社が企画設計した基礎化粧品の製造販売が開始されたものの、販売数量が計画を下回ったことなどにより、売上高は17百万円（前期比35.1％減）、セグメント損失（営業損失）は37百万円（前期は24百万円の損失）となりました。

（ライブコマース事業）

ライブコマース事業は、ＳＮＳを利用したアンティーク・ジュエリー等の販売により、売上高は791百万円（前期は実績なし）、セグメント利益（営業利益）は31百万円（前期は実績なし）となりました。

(2) 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、将来の事業展開と経営成績及び財務状態等を勘案しながら配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、2026年８月期の配当につきましては、2023年８月期から４期にわたって重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、新規事業の構築に手元資金が必要なことなどから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、2027年８月期の配当につきましては、現時点では未定であります。

(3) 設備投資の状況

①当連結会計年度中に取得した主要設備

特記すべき事項はありません。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当連結会計年度の設備投資の総額は24百万円であります。これは、ライブコマース事業において、在庫管理システムの導入による設備投資であり、2027年８月期に稼働開始を予定しております。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当による新株の発行及び第11回新株予約権の発行により254百万円、第10回及び第11回新株予約権の行使により126百万円の資金調達を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区　　分	第13期 (2023年８月期)	第14期 (2024年８月期)	第15期 (2025年８月期)	第16期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高 (千円)	1,187,284	259,129	606,547	885,554
経常損失(△) (千円)	△269,767	△680,338	△311,779	△333,280
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△488,081	△742,621	△315,727	△301,330
１株当たり当期純損失(△) (円)	△28.98	△42.24	△17.21	△14.85
総資産 (千円)	2,140,107	1,550,708	1,223,824	1,568,442
純資産 (千円)	1,531,865	1,016,284	695,747	820,924
１株当たり純資産額 (円)	90.96	54.89	37.81	35.95

（注）１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社MF6	21,250千円	60.0%	ライブコマース事業
株式会社アスリナR&D	27,500千円	100.0%	サステナブル事業

（注）１．2026年３月２日に株式会社ＭＦ６の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．株式会社ジー・スリーファクトリーは2026年２月１日に株式会社アスリナＲ＆Ｄに社名変更しております。

4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

(1) 事業ポートフォリオの拡大について

当社グループが推進する再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。ＦＩＴ案件の減少に伴い、ＦＩＴを利用しない（Ｎｏｎ-ＦＩＴ）事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるＰＰＡ（ Power Purchase Agreement ）モデル等が注目されております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、天候や季節により変動する発電量への対応や、需要の少ない時間帯に生じる余剰電力増大に伴う発電所の出力抑制の増加など、電力需給バランスの課題が顕在化しております。こうした課題の解決策として注目されているのが、電力系統に直接接続された系統用蓄電池であり、市場を通じた調整力や供給力を担う系統用蓄電所の需要が、急速に高まっており、当社グループは、これまで蓄積してきた再生可能エネルギー事業の知見と実績を活かし、高い社会需要や成長性が見込まれる系統用蓄電所事業への参入を決定いたしました。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー事業領域における新展開の検討やシーズの探索、さらに、新たな事業領域及び海外での事業展開へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

(2) 業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。そのためにも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良な事業に取り組む企業との連携を積極的に推進してまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所及び系統用蓄電所の取得、ライブコマース事業及びサステナブル事業における事業展開のために相応の資金が必要であり、今後も資金調達の強化と調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3) 人的資産の強化

当社グループは、営業・企画機能を担う人材を中心に、人的資産の強化が持続的成長の鍵であると認識しております。これに対応するため、社内外の多様な人材の活用を進めるとともに、従業員が働きがいを感じられる魅力的な職場環境の整備に取り組んでおります。

また、地域社会との連携を強化し、地域人材の知見やネットワークを活かした事業推進を図ることで、地域共生型の企業活動を目指しております。加えて、急速に変化する事業環境に対応するため、デジタルスキルの向上やリスキリング支援を通じて、従業員の能力開発を促進し、組織の柔軟性と競争力の向上を図ってまいります。

さらに、企業としての社会的責任を果たすべく、コンプライアンス意識のさらなる向上にも注力しております。法令遵守はもとより、倫理的な判断力や透明性の高い業務運営を従業員一人ひとりが実践できるよう、教育・啓発活動を継続的に実施し、信頼される企業風土の醸成を進めてまいります。

今後も、人的資本を企業価値の源泉と位置づけ、従業員の多様性を尊重しながら、エンゲージメントの向上と持続可能な成長の両立を目指してまいります。

(4) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、過去に複数の不適切な会計処理の発生及び売上計上時期の適正性が認められない会計処理が発生した事態を受けて、2022年３月16日付けで公表した再発防止策並びに2022年５月20日付けで公表した改善計画・状況報告書の内容に従って、適切な内部管理体制の構築と運営を進めております。さらに、当社のコンプライアンス及びガバナンス体制を強化するため設置されたコンプライアンス委員会による監視のもと、再発防止策を継続して実施する体制を維持することが必要不可欠であると認識し、役職員が一丸となって取り組んでおります。引き続き、これらの施策を着実に実行するとともに、適正な内部統制の整備及び運用の一層の強化に向けて真摯に取り組み、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが今後も極めて重要であると考えております。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2023年８月期から４期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においては、株式会社ＭＦ６を子会社とし売上高は改善したものの、キャッシュ・フローにおいては重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上となりました。これらの状況から、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社グループは、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

１．安定的な収益力の向上

①　環境エネルギー事業の収益改善（太陽光発電所及び系統蓄電所の事業収入または売却）

当社グループの主力事業である環境エネルギー事業は、太陽光発電所の運営による売電収入の他、太陽光発電所の仕入及び売却を行っておりましたが、それに加え系統用蓄電所の販売・仲介、電力強靭化に関するコンサルティングを当期より新たに展開しております。

太陽光発電所については、引き続き、販売用不動産については売却活動を進めており、固定資産として保有する太陽光発電所については、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コストの見直しを行うなど、収益性向上に努めてまいります。また系統用蓄電所については蓄電所の仕入及び販売、並びに系統用蓄電池の仕入に関して蓄電池メーカーへの取次による紹介手数料による収益力の向上を見込んでおります。

②　新規事業の安定的な収益化及び既存事業の収益改善

当社グループの主力事業である環境エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内における太陽光発電事業環境は、国土面積あたり、特に平地面積あたりの太陽光設備容量について、主要国において最大となっており、今後の国内太陽光発電所の新設数は横ばいになると考えられています。また、ＦＩＴ制度の終了に伴い太陽光発電所のセカンダリ販売のマーケットが縮小しており、今後はＰＰＡによる事業者と需要家をつなぐ契約が進んでいく側面もあります。

このような状況の中、当社グループは既存事業の収益性の確保もしくは収益改善として、上記の系統用蓄電所の仕入及び販売、系統用蓄電池のメーカーへの取次のほか、当期より株式会社ＭＦ６を連結子会社としライブコマース事業を開始しました。当該事業は安定的に収益を出しており、今後当社グループの収益改善に貢献するものと見込んでおります。

その他、新たな資金調達を前提とした新規事業の構築も積極的に取り組んでまいります。

③　不採算事業の選別

当社グループは、経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないマグネシウム電池事業、都市鉱山事業及び消毒ＯＥＭ事業について、前連結会計年度において事業から撤退しております。引き続き、事業環境、事業進捗等に基づいて、手元資金も考慮した経営資源の配分について見直しを行ってまいります。

２．健全な財務基盤の構築

①　販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

適切な人員配置、役員構成の見直し及び顧問契約・業務委託契約・その他各種契約の見直し等により、すでに前連結会計年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を実施しております。引き続き、経費の削減を推進することで固定費の削減を進め、利益率の改善により営業利益を確保しやすい体質を実現します。

②　運転資金の確保

販売用不動産として保有する太陽光発電所及び系統用蓄電所の売却による資金化は、運転資金の確保に効果があるものと見込んでおります。引き続き、物件の売却に向けた活動を行うと共に、エクイティファイナンスによる資金調達だけでなく金融機関による調達等を含め、幅広く資金調達方法を検討し、協議を進めてまいります。

当連結会計年度において、上記の対応策に記載のとおり、株式会社ＭＦ６を連結子会社としてライブコマース事業を開始いたしました。これにより収益面では、一定の収益改善に貢献し、売上高が前期比で46.0％増加いたしました。ライブコマース事業は安定的に収益を上げており、今後も重要な収益基盤として貢献する見込みであります。また、環境エネルギー事業のうち、系統用蓄電事業も開始しており、当連結会計年度中に収益の発生には至りませんでしたが、引き続き案件の引き合いは定期的に発生しており、年間の取り扱い件数を増やすべく事業活動を展開してまいります。さらに、適切な人員配置による人件費の削減及び顧問契約・業務委託契約・その他契約の見直しを行い、利益率の改善を行ってまいります。

しかしながら、依然として前期に引き続き重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している他、新規事業において実際に収益が発生するまでには多少の時間が必要であり、安定的な収益源となる事業の構築中である点から、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況

1．株式の状況（2026年８月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　70,000,000株
(2)　発行済株式の総数　　22,389,720株（自己株式1,022,842株を含む）
(3)　株主数　　12,982名
(4)　大株主

株主名	持株数	持株比率
西村　浩	2,830,000株	13.24%
グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合	2,269,400	10.62
オーエスシーエンジニアリング株式会社	627,000	2.93
株式会社ＳＢＹデジタルプロダクツ	520,000	2.43
株式会社Ｎパワー	388,000	1.82
ＪＰモルガン証券株式会社	339,110	1.59
渡辺　正博	240,100	1.12
前田　司	200,000	0.94
成富　直行	200,000	0.94
関　一	175,800	0.82

（注）1. 当社は自己株式を1,022,842株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 第三者割当による新株の発行及び新株予約権の行使により、発行済株式の総数は3,016,000株増加しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山元秀樹	株式会社オーバービュー 代表取締役 株式会社ジェヌインＲ&D 取締役 カンサイ建装工業株式会社 監査役
常務取締役	髙橋龍馬	経営管理本部長 日本グリーン油田開発株式会社 取締役 株式会社FUKUMURA 取締役
取締役	橋本真樹夫	DHD株式会社 代表取締役 一般社団法人ウィーン国際音楽文化協会 理事 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)
取締役	泉信彦	株式会社横浜フリエスポーツクラブ 取締役副会長 グローム・ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	河野芳隆	－
取締役（監査等委員）	阪井大	大江・田中・大宅法律事務所
取締役（監査等委員）	布施恭祐	布施恭祐公認会計士･中小企業診断士事務所 代表 ａｎｄＡパートナーズ合同会社 代表社員 ａｎｄＡ税理士法人 代表社員

(注) 1.取締役（監査等委員）河野芳隆氏、阪井大氏、布施恭祐氏は、社外取締役であります。
2.取締役（監査等委員）阪井大氏及び布施恭祐氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
・阪井大氏は、弁護士の資格を有しております。
・布施恭祐氏は、公認会計士、中小企業診断士及び税理士の資格を有しております。
3.当社は、社外取締役の河野芳隆氏、阪井大氏、布施恭祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4.当社は取締役（監査等委員）河野芳隆氏、阪井大氏、布施恭祐氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。
5.情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河野芳隆氏を常勤の監査等委員として選任しております。
6.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(2)　取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、当社の任意組織である指名委員会にて審議した上で決定し、その結果内容について取締役会に通達するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬限度額は、2016年11月29日開催の第６期定時株主総会決議において、年額３億円以内(うち、社外取締役5,000万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、４名(うち社外取締役は１名)です。

また、金銭報酬とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く)の譲渡制限付株式報酬の総額は、同株主総会において、年額１億5,000万円以内(うち、社外取締役2,500万円以内)と決議しております。なお、当該株式報酬により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して年300,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、４名(うち社外取締役は１名)です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第６期定時株主総会決議において、年額１億円以内(うち、社外取締役5,000万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名(うち社外取締役は３名)です。

また、金銭報酬とは別枠で、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式報酬の総額は、同株主総会において、年額5,000万円以内(うち、社外取締役2,500万円以内)と決議しております。なお、当該株式報酬により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員である取締役に対して年100,000株以内としております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名(うち社外取締役は３名)です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	51,750 (−)	51,750 (−)	−	−	5 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,430 (17,430)	17,430 (17,430)	−	−	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	69,180 (17,430)	69,180 (17,430)	−	−	9 (4)

（注）上記には2025年8月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって権利義務取締役を退任した取締役（監査等委員を除く）１名及び、監査等委員である取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）阪井大氏は、大江・田中・大宅法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）布施恭祐氏は、布施恭祐公認会計士･中小企業診断士事務所代表、ａｎｄＡパートナーズ合同会社代表社員及びａｎｄＡ税理士法人代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員)　河　野　芳　隆 (常勤)	同氏は、就任後に開催された取締役会全28回のうち27回に、また、就任後に開催された監査等委員会全28回のうち27回に出席し、金融、投資分野に関する専門的な知見と、企業経営者としての豊富な実績及び高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員)　阪　井　大	同氏は、就任後に開催された取締役会全28回のうち28回すべてに、また、就任後に開催された監査等委員会全28回のうち28回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督等、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)　布　施　恭　祐	同氏は、就任後に開催された取締役会全28回のうち28回すべてに、また、就任後に開催された監査等委員会全28回のうち28回すべてに出席し、公認会計士、中小企業診断士及び税理士としての専門的見地から、当社グループのガバナンス強化と、当社の改善計画に関する管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,397,371**	**流動負債**	**420,882**
現金及び預金	178,749	買掛金	108,022
売掛金	29,703	前受金	84,538
商品	373,649	賞与引当金	2,839
原材料及び貯蔵品	30,395	リース債務	7,108
販売用不動産	511,137	未払金	26,037
仕掛販売用不動産	2,566	未払法人税等	17,405
前渡金	171,721	預り金	91,904
未収消費税等	46,759	設備関係未払金	38,182
未収還付法人税等	123	一年内返済予定の長期借入金	6,252
その他	53,455	その他	38,591
貸倒引当金	△889	**固定負債**	**326,635**
固定資産	**171,071**	長期借入金	9,883
有形固定資産	**91,854**	関係会社事業損失引当金	72
建物	0	リース債務	12,183
工具、器具及び備品	1,711	資産除去債務	2,457
機械装置及び運搬具	67,667	長期設備関係未払金	302,038
土地	22,475	**負債合計**	**747,518**
無形固定資産	**19,041**	**(純資産の部)**	
リース資産	19,041	**株主資本**	**768,222**
その他	0	資本金	1,361,219
投資その他の資産	**60,174**	資本剰余金	970,480
関係会社株式	13,756	利益剰余金	△1,335,668
出資金	70	自己株式	△227,809
繰延税金資産	757	**新株予約権**	**4,968**
敷金及び保証金	43,322	**非支配株主持分**	**47,733**
その他	2,268	**純資産合計**	**820,924**
資産合計	**1,568,442**	**負債純資産合計**	**1,568,442**

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**885,554**
売上原価		**648,522**
売上総利益		**237,032**
販売費及び一般管理費		**558,948**
営業損失		**321,915**
営業外収益		
受取利息	867	
持分法による投資利益	4,507	
為替差益	15	
その他	92	5,483
営業外費用		
支払利息	11,743	
株式交付費	3,440	
その他	1,664	16,848
経常損失		**333,280**
特別利益		
固定資産売却益	5,237	
負ののれん発生益	10,788	
関係会社株式売却益	900	
関係会社出資金売却益	567	
新株予約権戻入益	272	
受取和解金	12,500	
違約金収入	20,000	50,267
特別損失		
持分変動損失	751	751
税金等調整前当期純損失		**283,764**
法人税、住民税及び事業税	8,953	
法人税等調整額	1,441	10,394
当期純損失		**294,159**
非支配株主に帰属する当期純利益		**7,171**
親会社株主に帰属する当期純損失		**301,330**

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**985,882**	**流動負債**	**162,986**
現金及び預金	144,861	買掛金	1,694
売掛金	11,736	未払金	13,149
商品	595	未払費用	1,502
販売用不動産	502,773	未払法人税等	9,611
前渡金	57,928	預り金	89,211
前払費用	10,842	設備関係未払金	38,182
関係会社短期貸付金	200,000	一年内返済予定の長期借入金	6,252
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	12,000	賞与引当金	2,374
未収消費税等	44,288	その他	1,009
その他	15,607	**固定負債**	**314,452**
貸倒引当金	△14,750	長期借入金	9,883
固定資産	**176,201**	長期設備関係未払金	302,038
有形固定資産	**90,142**	資産除去債務	2,457
建物	0	関係会社事業損失引当金	72
工具、器具及び備品	0	**負債合計**	**477,438**
機械装置及び運搬具	67,667	**(純資産の部)**	
土地	22,475	**株主資本**	**679,676**
無形固定資産	**0**	**資本金**	**1,361,219**
商標権	0	**資本剰余金**	**970,480**
投資その他の資産	**86,058**	資本準備金	570,467
関係会社株式	60,000	その他資本剰余金	400,012
出資金	70	**利益剰余金**	**△1,424,213**
関係会社出資金	14,357	利益準備金	46,943
関係会社長期貸付金	244,000	その他利益剰余金	△1,471,157
長期預け金	1,248	繰越利益剰余金	△1,471,157
敷金及び保証金	10,383	**自己株式**	**△227,809**
貸倒引当金	△244,000	**新株予約権**	**4,968**
		純資産合計	**684,645**
資産合計	**1,162,084**	**負債純資産合計**	**1,162,084**

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**79,232**
売上原価		**68,860**
売上総利益		**10,371**
販売費及び一般管理費		
役員報酬	66,900	
給与手当	68,277	
支払手数料	84,973	
地代家賃	28,196	
租税公課	18,022	
貸倒引当金繰入額	1,860	
その他	67,176	335,406
営業損失		**325,035**
営業外収益		
受取利息	8,106	
その他	26	8,133
営業外費用		
支払利息	11,182	
株式交付費	3,278	
その他	1	14,462
経常損失		**331,364**
特別利益		
固定資産売却益	5,237	
貸倒引当金戻入額	3,000	
受取和解金	12,500	
違約金収入	20,000	
その他	1,868	42,605
特別損失		
関係会社株式評価損	35,000	
関係会社債権放棄損	874	35,874
税引前当期純損失		**324,633**
法人税、住民税及び事業税	947	947
当期純損失		**325,581**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社アスリナ
取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂木　秀俊

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山中　康之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスリナの2025年９月１日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスリナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、2023年8月期から4期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。当該状況を解消又は改善するべく対応策に取り組んでいるが、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年９月16日開催の取締役会において、民事再生手続中の株式会社MAKE VALUE（以下「MV社」という。）が営むテキスタイル事業について、裁判所の許可が得られることを条件として、当該事業を譲り受け、新たな事業として開始すること（以下「本事業譲受け」という。）を決議した。また、2026年9月17日付けで、MV社との間で当該裁判所の許可が得られることを効力発生の条件とした事業譲渡契約を締結した。

なお、2026年９月24日付けで、裁判所より当該許可が得られたことから、本事業譲受けの実施が確定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社アスリナ
取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂木秀俊

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山中康之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アスリナの2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、2023年8月期から４期連続して重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。当該状況を解消又は改善するべく対応策に取り組んでいるが、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。 計算書類

等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年９月16日開催の取締役会において、民事再生手続中の株式会社MAKE VALUE（以下「MV社」という。）が営むテキスタイル事業について、裁判所の許可が得られることを条件として、当該事業を譲り受け、新たな事業として開始すること（以下「本事業譲受け」という。）を決議した。また、2026年９月17日付けで、MV社との間で当該裁判所の許可が得られることを効力発生の条件とした事業譲渡契約を締結した。
　なお、2026年９月24日付けで、裁判所より当該許可が得られたことから、本事業譲受けの実施が確定した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する

ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、本事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

株式会社アスリナ　監査等委員会

常勤監査等委員　河　野　芳　隆　㊞

監 査 等 委 員　阪　井　大　㊞

監 査 等 委 員　布　施　恭　祐　㊞

(注) 監査等委員河野芳隆、阪井大及び布施恭祐は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

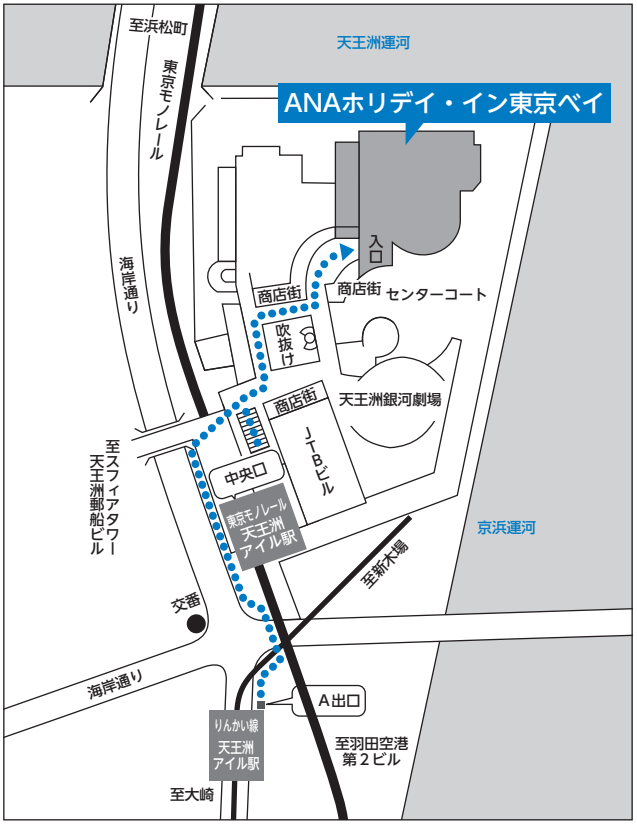
以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都品川区東品川二丁目３番15号
ANAホリデイ・イン東京ベイ
28階「オーシャンブルーム」

交通	電車	東京モノレール　天王洲アイル駅（中央口）より…直結
		りんかい線　天王洲アイル駅（A出口）より…徒歩約４分

（ご注意）
東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



（お願い）
会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT